

山口大学における教育(教職課程)の内部質保証に関する実施要領

令和4年1月21日 副学長(教育学生担当) 裁定
令和4年6月21日 一部改正

第1 目的

この実施要領は、山口大学における教育の内部質保証に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項に基づき、本学の教職課程の内部質保証の自己点検・評価に関する事項を定めることを目的とする。

第2 内部質保証の自己点検・評価の実施

- (1) 副学長(教育学生担当)は、教職課程を有する教育課程責任者、教職センター長及び教職課程委員会委員長と連携し、教職課程の内部質保証の自己点検・評価を実施し、山口大学教職センター会議及び山口大学教職課程委員会（以下、「教職センター会議等」という。）において確認する。
- (2) 副学長(教育学生担当)は、前項で確認した内部質保証の自己点検・評価について、自己点検・評価責任者に報告する。

第3 自己点検・評価の項目及び手順

自己点検・評価の項目は、次のとおりとし、別紙自己点検・評価シートにより評価を行う。

- (1) 教育理念・学修目標
- (2) 授業科目・教職課程の編成及び実施
- (3) 学修成果の把握・可視化の状況
- (4) 教職員組織の状況
- (5) 情報公表の状況
- (6) 教職指導（学生の受け入れ、学生支援）の状況
- (7) 関係機関等との連携の状況
- (8) その他必要と認められる事項

第4 自己点検・評価の実施時期

自己点検・評価は、原則として毎年度実施する。ただし、必要に応じて実施時期を変更できるものとする。

第5 他の評価結果等の活用

- (1) 自己点検・評価の実施にあたっては、国立大学法人評価や機関別認証評価等の第三者評価の結果を活用する。

- (2) 関係者（学生、卒業生（修了生）等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

第6 改善案の策定及び実施

- (1) 副学長（教育学生担当）は、自己点検・評価結果において、改善が必要と認められた場合には、教職課程を有する教育課程責任者、教職センター長及び教職課程委員会委員長と連携し、教職センター会議等において改善案を策定するよう指示し、自己点検・評価責任者に報告する。
- (2) 前号の改善案については、自己点検・評価責任者からの指示を受け、教職センター会議等において、改善を実施するとともに、その進捗状況を自己点検・評価責任者に報告する。